

第1号議案 2017年度活動報告と決算承認の件

1. 団体の概況 (2017年12月31日現在)

・名 称	特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
・住 所	名古屋市千種区内山三丁目 28-2 KS 千種ビル6階F
・認定年月日	2010年4月14日 (旧称: あいち消費者被害防止ネットワーク)
・会員数	正会員 団体 8 (±0)、個人 101 (-10) 賛助会員 団体 10 (±0)
・活動体制	
理事会	弁護士 4名、司法書士 1名、消費生活相談員 2名 学識経験者 1名、消費者団体 3名、消費者 3名 / 計 14名
検討委員会	弁護士 16名、相談員 5名、学識経験者 2名 / 計 23名
・事務局稼働日	月～金曜日、10時～16時 (祝祭日、及び年末年始は除く)

2. 活動報告

2017年1月1日～2017年12月31日まで、以下の活動を行いました。

1) 差止請求訴訟の提起

2件の差止請求訴訟を提起

- ・2018年1月19日、名古屋地方裁判所において、株式会社メディアハーツに対して差止訴訟を提起しました。

株式会社メディアハーツは、「ファビウス」のブランドでインターネットWebサイトを中心に、健康食品・化粧品の販売を全国展開している通販会社です。

「お試しと思ったら定期購入だった、解約できない」という典型事例。

- ・2015年7月22日 申入書を送付しました。
- ・利用規約の一部改定案が提示されました。
- ・2016年11月28日 差止請求書を送付しました。

「解約が許されない期間の初回の支払金額について、当該期間の代金を期間の月数で除した1ヶ月当たりの平均支払金額より「低額とし、殊更それを強調する」表示及びこの低額とされた初回の支払金額についての割引率」は消費者を誤認させるものであり景品表示法30条1項2号に規定する有利誤認表示であり、取りやめること。

《回答及び問合せ》

4か月分の購入代金額を記載しており、景品表示法違反はない。

他社も同じことをしており、一般的慣行である。

しかし、可能な限り誠実に対応する意向はある。指示して欲しい。

- ・2016年12月21日 回答書兼差止請求書を送付しました。しかし目立った進展なし
- ・2018年1月19日、名古屋地方裁判所において、株式会社メディアハーツに対して差止訴訟を提起しました。(朝日・読売・中日新聞などの地域版に掲載)
- ・1/31 京都新聞から取材、2/2 ITメディアのねとらぼが取材、2/4 記事が掲載されました。

- ・2018年1月19日、名古屋地方裁判所において、宗教法人薬師寺に対して差止訴訟を提起しました。

宗教法人薬師寺は、愛知県にある一畠山薬師寺の運営法人です。

- ・同法人に対し、納骨堂の生前の解約についても200万円を超える契約金を返さないとする契約金不返還条項につき、是正するよう申し入れました(2017/3/22付)。
- ・以下の回答書が届きました(4/24付)。
 納骨堂契約の契約金はお布施であるから贈与である。

祈祷供養はもともと仏法に従って無償で行うもの。

金銭が納付されれば、直ちに供養を開始するため、その場所は申込者の専属となる。したがって、解約してもその場所はその人のものである。よって契約金は返還できない。

- 改訂を検討する様子が見られないことから、今般、契約金違約金条項の使用を差し止める差止請求書を送付しました（2017/11/28付）。
- 2018/1/19 名古屋地裁に提訴 3/14（水）第1回弁論

2) 裁判外の交渉（申入れ活動）

《新規事案》

①大東建託パートナーズ株式会社に対する申入れ

- 大東建託パートナーズ株式会社（旧大東建物管理）は、住宅の賃貸借の仲介等を主な事業とする会社です。
- 当団体は、2012～2014年にかけて、同社に対し申し入れを行い、同社から規約を変更するとの回答があり、申し入れを終了した経緯があります。
- しかし、同社が、改訂前の契約書を2015年時点でも使用していることが判明したため、改訂前契約書使用の経緯について明らかにするよう求める申し入れ書を送りました（2017/6/20付）。
- 同社からは、2017/9/1以降は一切使用しない、使用しているものについては改訂の努力を続ける等の回答書が届きました（2017/8/3付）。
- そこで、当団体は、同社に対し、変更前の規約を使用した賃貸借契約の件数等の報告を求め、再発防止のため、当団体と違約金条項を含む和解契約を締結するよう求める申し入れ書を送りました（2017/12/19付）。

②弁護士法人アディーレ法律事務所に対する申入れ

- 弁護士法人アディーレは、全国の各地域に支店がある弁護士法人です。
- 同法人の使用する委任契約書について、解除の場合の違約金条項が高すぎるとの情報提供があり、同条項について改訂するよう求めました（2017/7/25付）。
- 同法人から、契約書については、2016/4/1に改訂したので、申し入れ事項については改正済みであるとの回答書が届きましたので（2017/7/28付）、新規約の開示等を求める再申入書を送ったところ（8/22付）、同規約が開示されました（8/29付）。
- PIO-NETの情報を確認した上で、申入れ終了予定

③株式会社アパマンショップホールディングスに対する申入れ

- 株式会社アパマンショップホールディングスは、「アパマンショップ」の店名で、主に不動産賃貸借の仲介業を営む会社です。
- アパマンショップが仲介した賃貸住宅において、賃借人に不当に不利な契約書が使用されているとの情報提供があり、現在の契約書を開示してもらうよう求めました（2017/7/25付）。
- 契約書が開示されました（2017/11/15付）。
- 現在、PIO-NETの情報申請中で、その結果を受けてその後の申入れを検討予定。

④株式会社クレールコーポレーションに対する申入れ

- 株式会社クレールコーポレーションは、愛知県内で、グランクレール、ビアンカーラ等の結婚式場5か所を運営する会社です。
- 同社の運営する結婚式場の解約違約金が高いとの情報提供があり、日本ブライダル協会作成のモデル約款と同様の水準まで解約違約金を下げるよう求めたところ（2017/8/22付）、2018/3/31を目指す旨の回答書が届きました（2017/9/21付）。

⑤株式会社IAM・インターナショナル・メディア学院に対する申入れ

- ・ 株式会社IAMは、全国に「インターナショナルメディア学院」という声優養成所を展開する会社です。同社には、ドラゴンボールのベジータ役などを務めた堀川りょう氏などが所属しています。
- ・ 同社の受講契約書において、契約解除の場合の代金不返還条項について、削除するよう申し入れました（2017/10/17付）。

⑥ブジョー彥根（株式会社アイエーシーインターナショナル）に対する申入れ

- ・ 株式会社アイエーシーインターナショナルは、ブジョー彥根という輸入車中古車販売店を運営する株式会社です。
- ・ 同社が使用していた契約書にあった、契約解除の場合の不返還条項、瑕疵担保責任免責条項について、改訂するよう申し入れました（2017/10/17付）。
- ・ 2017/11/29 情報提供者から、違約金を5万円支払って和解したとの連絡あり（当初は45万支払えとの主張）。12/25 情報提供者から感謝の手紙と寄付金5000円あり

⑦KDDI 株式会社（au携帯電話安心プラン）に対する申入れ

- ・ au携帯電話について、いわゆる「安心プラン」に加入していたところ、携帯電話が故障して修理を依頼したら、部品がなく修理できないと言われたとの情報提供がありました。情報提供者は同じ機種を5～6年使用していたとのことです。
- ・ 同社の紛失故障サポート規定のうち、契約の一方的変更及び終了条項、交換用電話機お届けサービス条項、専属的合意管轄条項、規定の運用を一任する条項について、改訂するよう申し入れました（2017/11/21付）。
- ・ 同社から以下の回答がありました（2017/12/19付）。
 - ①一方的規約変更条項は顧客に生じる影響を回避することにある。変更する場合は事前に十分な期間を定め、適切な周知方法をとる。
 - ②交換用電話機は、原則として同一機種、ない場合は同等以上の機種、それもない場合はKDDIが指定する代替機種を提供することにしている
 - ③運用一任条項につき、顧客に不利益が出ないように運用するよう努めるため問題はないとの理由で、すべて変更しない。
- ・ PIO-NET情報を取り、申入れ継続を検討します。

⑧株式会社ワニブックスに対する申入れ

- ・ 株式会社ワニブックスは主にグラビア写真集を出版する会社で、同社の通販サイトについて情報提供がありました。
- ・ 通販利用規約のうち、免責条項、親権者同意擬制条項、返品条項について、改訂を求める申入書を送りました（2018/1/23付）。

＜終了した事案＞

① Castホールディング（中古自動車買取業者）に対する申入れ

Castホールディングスは、中古車販売業を行う会社です。

- ・ 当団体が、同社の契約書に記載されている契約解除にかかる違約金条項を改めるよう申し入れた。（2016/11/24付け）
- ・ 売買契約書の「売主」欄の欄外下部にある「お客様都合による契約解除は、違約金50,000円をご請求させて頂きます。」との記載を削除し、消費者契約法9条1号に適合するよう訂正するよう申入れた。
- ・ 申入書記載のとおり、「違約金5万円をご請求させて頂きます」を削除するとの回答がなされ（28/12/19付）、新しい契約書も送付されたため（3/7付）、申入れ終了通知書を送りました（5/23付）。

② マストパートナーズ株式会社（アパート賃貸業者）に対する申入れ

- ・2016年12月20日 申入書を送付した。
①支払い及び保証を委託する債務の対象についての記載（らくらくパートナー利用申込書条項、契約締結後に送付される案内文、説明パンフレット）について、消費者契約法3条1項の趣旨に適合するように、賃借人が賃貸人に対して負担すべき債務のうち月払いではない債務（更新料等）が支払い及び保証の対象となるか否かが文言上明確となるように改定すること
②原契約の無催告解除権を付与する条項（らくらくパートナー利用申込書9条1項）の原契約の解除及び物件の明渡しを請求できるとする規定は、民法等の規定に比して賃借人の義務を加重し、信義則に反して賃借人の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条により無効といわざるを得ないので、削除もしくは信頼関係を破壊する程度の事由が生じた場合に限定した上で催告を必要とするように改めること を申入れた。

《回答》

- ・2017年1月23日 回答書
申入書記載のとおり、らくらくパートナー利用申込書（保証委託契約利用申込書）、表面「お支払内容」欄の記載、裏面 契約条項、制度の説明パンフレットのそれぞれについて、「保証料1%」の対象を明確に記載するよう改定する。
- ・2017年4月18日 改訂後の売買契約書を確認し（1月31日）、終了通知書を送付した。

③ 株式会社グッドプレイス（電子コミック配信業者）に対する申入れ

株式会社グッドプレイスは、「iコミ」という電子コミックを販売する会社です。

- ・同コミックの利用者から情報提供があり、同社の利用規約のうち、一方的規約変更条項、一切の免責条項、専属的合意管轄の条項について、改訂を求める申入書を送付した。
(2017/1/24付)。
- ・同社からは、当団体が申し入れた事項につき、当団体の申入れの趣旨のとおりに改訂するとの回答がありました（2/27付）。
- ・併せて改訂後の規約を確認することができた。
- ・同社に対し、迅速かつ適切な対応に謝意を述べ、終了通知書を送付した（3/22付）。

④ 株式会社エムテック（駐車場管理会社）に対する申入れ

株式会社エムテックは、名古屋を中心に時間貸駐車場を営む会社です。

- ・同社の駐車場利用規約のうち、数条の免責条項を改訂するよう申し入れました。
(2017/6/20付)

第24条（免責事由）

管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償の責を負わない。

- 1 自然災害…
 - 2 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
 - 3 管理者の責めに帰することのできない事由によって生じた衝突、その他駐車場内における事故
 - 4 第5条の規定による営業休止等の措置
 - 5 第13条の規定（駐車料金）による措置
- 直後に、変更した旨の回答書が届きました（6/23付）。また、同回答書には、変更後の約款等も同封されていたため、申入れ終了の通知書を送りました（2017/7/25付）。

⑤ 株式会社ワールドワークスに対する申入れ

- ・株式会社ワールドワークスは、パシフィックスポーツクラブというスポーツジムを経営する会社です。
- ・同社の利用規約について、改訂を求める申入書を送ったところ（2017/1/24付）、同社から当団体の申入れの趣旨に沿った改訂するとの回答が届きました（2/23、5/9付）。

- そこで、同社に対し、改訂後の規約を開示するよう求めたところ（6/20付）、新規約が開示されて問題がないことが確認できたため、申入れを終了する旨の終了通知書を送りました（2017/9/20付）。

⑥株式会社USENに対する申入れ

- 株式会社USENは、主に店舗・企業向けのBGMを配信する業務を行う会社です。
- 同社の使用する約款のうち、一方的約款変更条項、違約金条項、手数料不返還条項、免責条項、専属的合意管轄条項について改めるよう申し入れたところ（2017/3/22付）、同社から、当団体の申し入れの趣旨に沿う形で改訂するとの回答書が届きました（2017/4/20付）。
- そこで、同社に対し、改訂後の規約を開示するよう求めたところ（7/25付）、同社から新規約が届き（7/31付）、問題がないことが確認できましたので、申入れを終了する旨の終了通知書を送りました（2017/9/20付）。

＜協議中の事案＞

①日本ワーキングホリデー協会（海外留学斡旋団体）に対する申入れ

- 日本ワーキングホリデー協会は、ワーキングホリデー（一般的には相手国で働きながら休暇を過ごす制度）のあっせん等を行う協会です。
- 同会の留学プログラム基本約款のうち、解約手数料条項、専属的合意管轄条項、一方的約款変更条項、一方的サービス内容変更条項について、改訂を求める申し入れをしました（2017/6/20付）。
- このうち、一部については改訂するとの回答書が届き（7/19付）、新約款が開示されました（11/29付）、新約款を検討したところ、一部文言が不明瞭な条項があったため、問い合わせ兼申入書を送付しました（2018/1/23付）。

②株式会社ウォーターダイレクト（旧称アイティールライフ）に対する申入れ

- プレミアムウォーター株式会社（新会社）は、株式会社ウォーターダイレクト（旧会社）を吸収合併した会社で、旧会社は、ウォーターサーバーを貸与して水を販売する事業を行っていました。
- 同事業のHPと契約約款について、景品表示法及び消費者契約法に適合するように改めるよう申し入れをして（2016/4/19付）、申入書と回答書のやり取りが合計8回ありました。
- 契約書の違約金条項と専属的合意管轄条項について差止請求書を送付したところ（2017/4/18付）、回答書が届きました（2017/5/22付）。
- これについて、解約に伴う損失について、具体的な根拠を示すよう求めたところ（8/22付）、具体的な根拠等を示した回答書が届きました（2017/10/13付）。
- 申入れ継続中です。

③Amazon Gift Cards Japan（インターネット通販会社）に対する申入れ

- Amazon Gift Cards Japan株式会社は、アマゾンギフトを販売する会社です。
- アマゾンギフトとは、Amazon.co.jpで使用できる一種の仮想通貨で、14桁の記号に価値が付与されているものです。この14桁の記号をアマゾンに登録することにより、同記号に付与されていた価値（1,000円とか10,000円とか）がアマゾンポイントに変わります。
- アマゾンギフトについては、国民生活センターから詐欺被害に利用されているという注意喚起がなされています。また、アマゾンにおいても同様の注意喚起がされています。
- 同社のアマゾンギフト券細則の内容のうち、
 - ・アカウント情報等を開示する場合の具体的な事案は何か
 - ・ギフト券細則の一方的変更条項の是正
 - ・専属的合意管轄条項の削除

について申入書を送付したところ（2017/3/22付）、次のとおり回答書が届きました（4/24付）。

①アカウント情報を開示する場合は面談の際に説明する

- ②細則については表示方法を工夫する、変更の際には周知するように運用している
- ③専属的合意管轄条項は削除する
- ④規約の一方的変更条項は維持し、運用で配慮する
- ・このうち、④について、改正民法548条の4に基づき、規約において変更方法を明示するよう求めましたが（6/20付）、同社からは、一切応じない旨の回答書が届きました（7/19付）。
- ・そこで、同社に対し、再度、②と④について、説明を求めるとともに改訂するよう求めました（9/20付）。
- ・回答書が届きましたが（10/1）、これ以上の申し入れは困難と判断。
- ・一方この件について、同社が当団体と面談することに前向きだったことから、面談の実施と面談内容について、問い合わせを送付しました。（2018/1/23）

3) 消費者被害情報の収集活動

① 行政との情報共有会議の開催

○名古屋市との情報共有会議（年3回開催）

- ・2017年3月23日 名古屋市消費生活センターで開催し、4名が参加した。
- ・2017年6月15日 名古屋市消費生活センターで開催し、4名が参加した。
- ・2017年12月7日 名古屋市消費生活センターで開催され、5名が参加した。

② 消費者からの消費者被害情報の提供

- ・36事業者についての新規の消費者被害情報の提供があった。（年間）
- ・12月9日、全国の適格消費者団体と連携して、「若者の消費者契約110番」に取り組みました。Cネット東海への電話は1件でした。

4) 消費者被害拡大防止の啓発活動

① 消費者被害防止ネットワーク活動報告会の開催

- ・日時 2017年02月25日（土） 14時00分～15時30分
- ・会場 伏見ライフプラザ10階 消費者研修室
- ・第9回総会後、2016年度にCnet東海が取扱った代表的な申入れ活動の事例報告を行った。
 1. 主な改善事例
 2. 申入れ協議継続中の事案
 3. 申入れに至らなかつた事例（消費者からの情報提供）
- ・参加人数 30名

② 名古屋市立大学寄付講座に講師1名を派遣

- ・日時 2017年5月12日（木）AM2時限目
- ・会場 名古屋市立大学
- ・テーマ「消費者被害とその救済」
- ・講師 外山 孝司（消費者被害防止ネットワーク東海理事）
- ・参加人数 120名（大学生）

③事業者セミナー

「景品表示法に違反しないために～景品表示法の概要と違反事例の紹介」を開催

1. 開催状況

- ・日時：2017年11月08日（水）午後2：00～4：30（1：30開場）
- ・会場：愛知県産業労働センター（インクあいち）1102会議室（11階）
- ・参加者：50名（参加者36名、主催者・事務局14名）

2. 概要

講演：「景品表示法に違反しないために～景品表示法の概要と違反事例の紹介～」

講師：公正取引委員会中部事務所取引課課長 野田 聰 氏

報告：差止請求や申入れの事例紹介（消費者契約法、景品表示法関連）

①Cネット東海の活動紹介

②家庭向け有料音楽放送配信サービス会社に対する申入れ

西口 誠弁護士

③芸能事務所の会員規約、チケット販売規約に対する申入れ

青山 玲弓弁護士

④愛知県主催「消費者団体訴訟制度の活用について考えるシンポジウム」の企画運営

1. 開催趣旨

消費者契約法に基づき、事業者の不当な行為に対して差止請求を行っている適格消費者団体の活動や、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）に基づき事業者の不当な行為により生じた被害の回復を行う特定適格消費者団体の活動について理解を深めることを目的として、「消費者団体訴訟制度の活用について考えるシンポジウム」を開催しました。

2. 日時

平成30年1月16日（火）午後1時30分から4時20分まで

3. 場所

愛知県女性総合センター（ウィルあいち）大会議室

4. 参加人数

一般参加：80人（事業者、消費生活相談員、消費者団体、一般市民、行政関係者他）

講演者・パネリスト（外部）：6人

主催者：24人（愛知県；10人、Cネット東海：14人） 合計：110人

5. 開催概要（まとめ）

- ・ 消費者庁の小田氏からは、差止請求訴訟制度、消費者団体訴訟制度の概要について分りやすく解説いただいた。適格消費者団体への支援についても、検討されていることも触れていただいた。支援は制度の実効性にかかるので、益々充実させて欲しいと思う。
- ・ 差止請求制度については、KCCNの伊吹氏、Cネット東海の岩城氏から事例報告をしてもらいました。伊吹氏の報告では、法律の規定上必ずしも違法になっていない場合でも、解釈上争いになっている事例で、積極的・戦闘的に提訴することで、消費社会に対して問題提起となり、法律の解釈を変え、法改正に等しい成果を挙げている事例報告があった。
- ・ Cネット東海の大手タレント事務所への申入れは、SNS、インターネットメディアを通じて拡散され、大きな反響を呼んで、消費者団体の活動、消費者団体制度を知らせることになった。消費者から寄せられた生の声、おかしいと思うが声を上げられない消費者に代わって適格団体が取り組むことに大きな意味があることを実感できた。
- ・ 新たに加わった被害回復制度の担い手2団体からは、被害回復制度の検討状況の報告があった。1年経過してまだ訴訟提起はされていないが、消費者から多くの情報が寄せられており、大きな期待が集まっていることが分った。
- ・ パネルディスカッションでは、4人の方と消費者団体訴訟制度を活用するために、これから何をしていくべきか？について議論いただいた。消費者団体訴訟制度の意義や社会に与える影響を改めて確認し、制度が今後ますます活用されるためにどうすればいいのか、意見・提言を頂き大変参考になった。
- ・ 当シンポジウムでは、消費者団体訴訟制度が、消費者被害を生まない社会、被害があつても適切に回復が図られる社会、そして事業者の健全な活動に謝意の発展につなげて、大きな力になることを皆さんと共有できた。

5) 意見の表明・提言活動

- ・ 2017年3月30日付けで、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）及び財務大臣に対して、「地方消費者行政の恒久的な財源措置等についての要望書」を提出した。
- ・ 2017年5月17日付けで、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、消費者庁長官、内閣府消費者委員会委員長に対する、全国消費者団体連絡会「消費者契約法改正を求める意見」に団体賛同署名した。

- ・ 2017年9月14日、「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則」の一部を改正する内閣府令（案）等に関する意見の募集に対する意見書を提出した。
- ・ 2017年9月15日、「消費者契約法の見直しに関する意見の募集」に対する意見書を提出した。
- ・ 2017年12月14日、「標準引越運送約款の一部改正に対するパブコメ」への意見書を適格消費者団体との共同で提出した。

6) 広報・宣伝活動

- ・ ホームページで広報・宣伝活動を行った。
- ・ マスコミ・情報誌等に消費者被害防止のための情報提供を行った。
「消費者法ニュース」に1回、「現代消費者法」東奔西走覽に2回原稿を寄稿しました。
- ・ メルマガ登録者（2017年12月末現在85名）に毎月1回「Cnet 東海通信」を発信した。

7) 他の消費者団体・関係諸機関との交流活動

- ・ 2017年2月08日、8月29日、2018年1月18日、平成28-29年度愛知県高齢者見回りネット連絡会議に1名が参加。
- ・ 2017年2月23日、5月17日、7月26日、11月21日、2018年2月5日 愛知県弁護士会・愛知県・名古屋市との連絡会議に各2~3名が参加。
- ・ 2017年3月03日～04日 第22回適格消費者団体連絡協議会が名古屋で開催され、Cネット東海が主催・運営した。全国から適格消費者団体14、目指す団体16、総勢99名が参加し、2日間かけて活発な報告、協議、交流が行われた。Cネット東海からも、理事・検討委員・会員のべ17名が参加。
- ・ 2017年6月3日 消費者契約法の改正を実現する連絡会シンポジウム（大阪）に1名が参加。
- ・ 2017年6月17日 NACS中部支部総会・記念講演会に2名が参加。
- ・ 2017年7月31日 平成29年度第1回愛知県消費生活審議会に1名が参加。
- ・ 2017年9月09日～10日 第23回適格消費者団体連絡協議会が札幌で開催され、Cネット東海からは、4名が参加。
- ・ 2017年10月19日 ACAP名古屋セミナーに1名が参加。
- ・ 2017年10月21日 ながの消費者支援ネットワーク主催のシンポジウムに講師1名を派遣。
- ・ 2017年10月31日 消費者庁主催の「消費者団体訴訟制度を考えるシンポジウム」（東京）に1名が参加。
- ・ 2017年11月7日 生命保険協会の意見交換会に1名が参加。
- ・ 2018年1月28日 しづおか消費者ユニオン設立記念シンポジウムに講師1名を派遣。

3 運営事項

1) 総会

第11回総会

- ・ 日時 2017年2月25日 13時30分～14時00分
- ・ 会場 伏見ライフプラザ10階 消費者研修室
- ・ 出席 70名（正会員総数119名の2分の1以上の出席で成立）
- ・ 議題 第1号議案「2016年度事業報告及び決算承認の件」
第2号議案「2017年度事業計画及び予算承認の件」
第3号議案 役員改選の件
第4号議案 定款変更の件
いずれも、満場一致により承認可決された。

- ・総会終了後、2016年度に当団体が取扱った代表的な申入れ活動の事例報告を行った。

臨時総会

- ・日時 2017年11月20日 18時30分～18時40分
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 65名（正会員総数111名の2分の1以上の出席で成立）
- ・議題 第1号議案「平成27年度及び平成28年度活動計算書への特定非営利活動に係る事業損益の追加に関する件」
第2号議案「役員報酬の支給に関する規定に関する件」
いずれも、満場一致により承認可決された。

2) 理事会

第11回理事会

- ・日時 2017年1月23日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 10名（理事総数12名）
- ・議案 株式会社メディアハーツに対する差止請求訴訟の提起に関する件
株式会社グッドプレイスに対する申入書に関する件
パシフィックスポーツクラブに対する申入書に関する件
KDDI 株式会社に対する申入書に関する件
調査実施者の選任に関する件

第12回理事会

- ・日時 2017年2月13日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 11名（理事総数12名）
- ・議題 株式会社アチーゴに対する申入書に関する件
Cast ホールディング株式会社に対する問合書に関する件
マストパートナーズ株式会社に対する終了通知書に関する件
株式会社ヤングコミュニケーションに対する申入書に関する件
第11回通常総会の議案に関する件
2017年度理事会及び第12回通常総会の日程に関する件

第1回理事会

- ・日時 2017年2月25日
- ・会場 伏見ライフプラザ10階消費者研修室
- ・出席 14名（理事総数14名）
- ・議題 理事長の互選に関する件

第2回理事会

- ・日時 2017年3月21日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 13名（理事総数14名）
- ・議題 株式会社グッドプレイスに対する終了通知書に関する件
株式会社アチーゴに対する終了通知書に関する件
宗教法人薬師寺に対する申入書に関する件
Amazon Gift Cards Japan の対する問合書兼申入書に関する件
株式会社USENに対する申入書に関する件
地方消費者行政の恒常的な財政措置等に関する要望書に関する件

第3回理事会

- ・日時 2017年4月17日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室

- ・出席 11名（理事総数 14名）
- ・議題 株式会社ウォーターダイレクトに対する差止請求書に関する件
ジャニーズファミリークラブに対する新規約開示のお願いに関する件
株式会社ワールドワークスに対する再申入書に関する件
Cast ホールディングス株式会社に対する終了通知書に関する件

第4回理事会

- ・日時 2017年5月22日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 11名（理事総数 14名）
- ・議題 株式会社メディアハーツに対する請求要旨見直し修正の差止請求書に関する件
株式会社Brilliaに対する契約約款開示のお願いに関する件
KDDI 株式会社に対する申入書に関する件
株式会社アルカンシエルに対する申入書に関する件
株式会社ヤングコミュニケーションに対する問合書に関する件

第5回理事会

- ・日時 2017年6月19日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 13名（理事総数 14名）
- ・議題 有限会社エス・アイ・エフ企画に対する終了通知書に関する件
Amazon Gift Cards Japan 株式会社に対する申入書に関する件
株式会社ワールドワークスに対する新規約開示のお願いに関する件
株式会社エヌテックに対する申入書に関する件
一般社団法人日本ワーキング・ホリデー協会に対する問合書兼申入書に関する件
大東建物管理株式会社に対する申入書に関する件

第6回理事会

- ・日時 2017年7月24日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 13名（理事総数 14名）
- ・議題 株式会社ジャニーズ事務所に対する終了通知書に関する件
株式会社ヤングコミュニケーションに対する終了通知書に関する件
株式会社エムテックに対する終了通知書に関する件
株式会社USENに対する新約款開示のお願いに関する件
弁護士法人アディーレ法律事務所に対する申入書に関する件
株式会社アパマンショップホールディングスに対する問合書に関する件

第7回理事会

- ・日時 2017年8月21日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 13名（理事総数 14名）
- ・議題 KDDI 株式会社に対する終了通知書に関する件
プレミアムウォーター株式会社に対する申入書に関する件
株式会社アルカンシエルに対する新規約開示のお願いに関する件
株式会社クレールコーポレーションに対する申入書に関する件
弁護士法人アディーレ法律事務所に対する現行契約書の開示等申入書に関する件
若年者の消費者トラブル 110番の実施に関する件
「消費者契約法施行規則及び民事の裁判手続法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に関する意見書に関する件

第8回理事会

- ・日時 2017年9月19日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 14名（理事総数 14名）

- ・議題 Amazon Gift Cards Japan 株式会社に対する問合書兼申入書に関する件
株式会社ワールドワークスに対する終了通知書に関する件
株式会社 USEN に対する終了通知書に関する件

第9回理事会

- ・日時 2017年10月16日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 13名（理事総数14名）
- ・議題 株式会社アイエーシーインターナショナルに対する申入書に関する件
インターナショナル・メディア学院に対する申入書に関する件
有限会社アパマンショップホールディングスの回答に対する回答書に関する件
11月20日臨時総会議案書に関する件
定款第10条の規定の「理事長が定める退会届」の書式に関する件

第10回理事会

- ・日時 2017年11月20日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 11名（理事総数14名）
- ・議題 ザ・グロウ・オリエンタル名古屋に対する問合書に関する件
株式会社メディアハーツに対する差止請求書及び訴状に関する件
株式会社アルカンシェルに対する終了通知書に関する件
宗教法人薬師寺に対する差止請求書及び訴状に関する件
日本ワーキング・ホリデー協会に対する修正後約款の開示申入書に関する件
KDDI 株式会社に対する申入書に関する件
職員規定に関する件及び事務局規程の変更に関する件

第11回理事会

- ・日時 2017年12月18日
- ・会場 名古屋第一法律事務所会議室
- ・出席 8名（理事総数14名）
- ・議題 大東建物パートナーズ株式会社に対する申入書に関する件
会費規程の変更に関する件
NPO 法人消費者スマイル基金の賛助会員になる件
標準引越し運送約款の一部改正に対するパブコメに関する件

4) その他特記事項

- ・平成27年度（2015年度）活動計算書及び平成28年度（2016年度）活動計算書について、活動計算書に特定非営利活動促進法の趣旨に沿う形で、特定非営利活動に係る事業別損益を追加する形式に修正するために、11月20日臨時総会を開催した。

4 2017年度決算報告

1) 決算報告

- ・2017年度は当期収支で約12万円の黒字となりました。
財政対策として2016年度に実施した事務所移転により、地代・家賃が年間約50万円の減額となり、今年度実施した財政対策の成果が現れました。
- ・2014・2015年度計上していた、個人会費・団体賛助会費の未収金を、特別損失（過年度損益修正）として△116,000円計上しました。